

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 22 日現在

機関番号：32685

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25360054

研究課題名(和文) 専門職とジェンダー 女性の位置づけと変容の可能性

研究課題名(英文) Professional and gender - Possibility of women's position and transformation -

研究代表者

鶴沢 由美子 (UZAWA, YUMIKO)

明星大学・人文学部・准教授

研究者番号：00613192

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,000,000円

研究成果の概要(和文)：20歳から69歳の全国の男女1,086人に専門職に関する調査を実施した結果、高等教育に裏付けされた職業というアメリカにおける「専門職」の特徴とは異なり、現代日本においては、国家試験合格等をもって取得しうる確固とした「資格」が「専門職」としてのメルクマールであることが示唆された。同調査からは専門職に大学院までの学歴、高等教育が必要であると認識する比率は非常に低いという結果が得られたが、本研究では法科大学院など専門職大学院の不振と今後の課題についても検討した。

研究成果の概要(英文)：As a result of conducting surveys on professionals to 1,086 men and women nationwide from 20 to 69 years, unlike the characteristics of "profession" in the United States supported by higher education, in contemporary Japan, it was suggested that the firm "qualification" with passing a national exam can be recognized as the characteristics of "profession". From the same survey, it was found that the ratio of recognizing that higher education, like the academic qualifications up to graduate school are necessary for professions is very low. In this research I also discussed the slump and future issues in terms with professional graduate schools such as law schools.

研究分野：社会学

キーワード：専門職 専門職大学院 現代日本

1. 研究開始当初の背景

2003年、高度専門職業人を養成するとして日本に専門職大学院が誕生し、10年以上がたつ。その間、法科大学院や教職大学院、会計専門職大学院や経営専門職大学院などが設立され、その数は164におよぶ。しかし、定員を満たしていない専門職大学院も多く、撤退した大学も多い。

専門職大学院はアメリカのプロフェッショナルスクールを模して作られたものだが、そもそもその前提に問題はなかったのだろうか。現代日本では、専門職に対してどのような概念を有し、専門職にどのような学歴を必要と考えているのか。また、そもそも専門職大学院はどの程度人々に認知され、必要だと思われているのか。さらには、日本的雇用慣行が高校や大学の新規学卒一括採用を重視している中、大学院を含む学歴に対してどのような考えを有しているのか。

また、専門職大学院の設立により、専門職への女性の参入はどのような影響を受けるのだろうか。以上のような問題意識のもと、研究は開始された。

2. 研究の目的

(1) 現代日本における専門職の意味

百花繚乱であるともされる社会学における専門職の定義だが、たとえば、弁護士といえば日本の弁護士もアメリカの弁護士と同じであるかのように議論されてきた。日本における「専門職」への認識は、英米や大陸ヨーロッパのそれとそもそも同じなのだろうか。

日本の専門職に関しては次のような指摘がある。石村は、日本において弁護士の研究を行った R. Rabinowitz が日本の弁護士業務の不振の素因として専門性の欠如を挙げたことを示した。そして、アメリカでは「確立した専門職」として見なされている医師や弁護士をはじめとする専門職が、日本においては明治維新以降、政府の強いイニシアチブのもとに導入されてきた職種であり、以後官僚機構の強い影響のもと展開しており、形式面は輸入できて精神面は表面的にしか導入されていないことを指摘している(石村1969: 221-228)。

また、専門職論における権力論的アプローチの中心的論者である Freidson ([1986]1988) は、専門職を定義する議論を振り返って、問題は、「専門職」を純粋な概念であるように扱おうとした点にあり、アングロ・アメリカンな制度に強烈に影響を受けた産業国家に特有の根を持つ変化する概念であると捉える必要がある、と述べる。そして、専門職とは歴史的、国内的、民俗的用語であり、分析する専門職が存する社会で把握されている専門職が専門職である、として自らはアメリカの国勢調査における専門

職の把握から始めている。公式の概念を用いないことには、ただ個人の印象を恣意的に用いることになるからである。さらに、Freidson は、国勢調査における専門職の中から高等教育と公式の知識にさらされていることが専門職の中心的な要件とし、高等教育を基礎とした資格を有する必要のない職業を除外した。

上記のように、高等教育が「専門職」のメルクマールであるアメリカに比し、日本においては、「確立した専門職」とされる医師の教育は大学院ではなく6年間の学部教育であり、法曹に至っては2004年に法科大学院ができるまで特別な教育を資格取得の要件としてこなかった。アメリカのプロフェッショナルスクールに倣い、2003年から専門職大学院制度が始まったが、法科大学院をはじめ、定員割れを起こすなど課題も多い。

Freidson の言葉を借り、「専門職とは歴史的、国内的、民俗的用語であり、分析する専門職が存する社会で把握されている専門職が専門職である」と考えるならば、現代日本では、どのような要件を持って「専門職」を認識し、どのような職業が専門職であるにとらえられているのかを把握する必要があると考える。このような課題について、調査するのが本調査研究の第一の課題である。

(2) 専門職大学院の課題 法科大学院を中心に

第一の課題から敷衍する課題となるが、アメリカのプロフェッショナルスクールに範をとった専門職大学院、中でもその象徴的存在である法科大学院についてその設立経緯から検討し、(1)で得られた現代日本における専門職の意味と日本的雇用システムの視点から今後の課題を提示することが第二の課題として挙げられる。

3. 研究の方法

(1) インターネット調査

できるだけ一般的な日本人の考え方を捉えたいと考え、性別、年代に加え、全国の地域(北海道・東北・関東・中部・近畿・中国・四国・九州)の人口構成比を勘案し、「国勢調査」により近いサンプルを集め、インターネット調査を行った。調査年月日は2015年10月2日~5日で、調査対象は全国の20歳から69歳の男女1,086人(男性:49.9%, 544人、女性:50.1%, 544人)である。質問内容は、63の職業の中から「専門職」と思うものを選択(複数回答)、「専門職」と聞いて思い浮かべるイメージの選択(複数回答)、「専門職」に必要なと思う学歴の選択(単一回答)、「認知している専門職大学院の選択(複数回答)」、「専門職大学院の教育が必要であると思われる分野の選択(複数回答)」等である。調査会社はマクロミルである。

(2) 文献の収集と検討

専門職論、法曹界、大学・大学院改革、専門職大学院、法科大学院、アメリカの大学院、日本的雇用システム等についての文献・資料・データの収集と分析

4. 研究成果

(1) 現代日本における専門職の意味

63の職業を挙げて「専門職」と思うものを選択してもらった結果、現代日本で「専門職」と捉えられている職業は、1位の医師、2位の弁護士から上位20位まで、19位の消防士(消防員)を除いてすべて国家試験の合格による資格を必要とする職業であった。

次に、「専門職」に対するイメージについては「資格がある」こと、「専門的知識に基づく技術を用いる」こと、「手に職がある」ことの3つの選択肢が5割を超える支持を得た。この専門職のイメージと、専門職と思うものとして選択された職業とは合致していることがうかがえる。すなわち、専門職として多く選ばれた職業は、国家試験に合格し、資格を得れば、その専門的知識に基づく技術を用いて日本全国どこでも需要さえあれば仕事を得られる職業である。

選択された職業のうち、1位の医師や2位の弁護士は専門職論において「確立した専門職」として理念型に近いとされてきており、確かに現代日本においても「専門職」として認識されているといえるが、同様に確立した専門職として議論されることの多い研究者(ここでの選択肢は「哲学研究員」)(11.0%)、大学教授(ここでの選択肢は「大学教員」)(23.8%)と必ずしも高いとは言えない。大学教員は同じ教育に関わる職業のうち、保育士(32.0%)、幼稚園教員(24.6%)、小学校教員(26.6%)、中学校・高校教員(29.1%)よりも低い。大学教員は、確かに国家資格もなく、全国どこでも仕事を得られるような「手に職」を持っているとはいえない職業である。また、「専門職」のイメージとして、専門職論で挙げられることの多い専門職あるいは「確立した専門職」の特性である、「社会的威信が高い」(19.2%)、「職業団体がある」(7.3%)、「公共性がある」(11.9%)、「行動・倫理規範がある」(11.5%)などは10%台しか選択されていない。英米中心及び日本の社会学の専門職論で議論されてきた「専門職」像とは異なる像が結ばれていると言える。

そして、以上のことは専門職と学歴に関するところとも連動していると思われる。すなわち専門職に就くうえで「高い学歴(大学)が必要」(32.4%)と思う人と「学歴は関係ない」(31.4%)と思う人の割合は拮抗しており、「高い学歴(大学院)が必要」と思う人は7.6%しかいない。資格を取得するのに学歴不問である職業は、本調査で「専門職」としての認知度が高かった上位20位のうち、医師、正看護師等の医療関係と美容師以外、

弁護士や司法書士など10の職業が該当した(2003年まで)。学歴を必要とする場合でも、大学卒業資格を必要としたのは医師、歯科医師、薬剤師、獣医師の4つに過ぎなかった。弁護士、裁判官、検察官といった法曹も2004年に法科大学院ができるまでは、学歴不問の職業であったのだ。大学院以上の高等教育を受けた確率が高いと考えられる「大学教員」が専門職として認知される比率が他の教育職に比べて高くないのも、大学院以上の学歴が専門職に必要とする割合が低いことと連動していると考えられる。

以上のように本調査の結果から、現代日本における「専門職」は、社会学における専門職論で議論されてきた「専門職」の特性とは重なるところもあるものの、異なる特徴を有していることが明らかとなった。「高等教育」に裏付けされた職業というアメリカにおける専門職の特徴とは異なり、現代日本においては、国家試験合格等をもって取得しうる確固とした「資格」が専門職としてのメルクマールであるといえるのではないだろうか。専門職に大学までの学歴が必要であるとする割合と学歴は関係ないとする割合は拮抗しており、大学院までの学歴、高等教育が必要であるとする比率は非常に低いということも、この認識の仕方を裏付けているものと思われる。

(2) 専門職大学院の課題 法科大学院を中心に

2003年の専門職大学院制度の発足を天野郁夫は「中途半端な第一歩」(天野郁夫2006:143)とした。専門職に対し、成果(1)で示したような認識が現代日本に広く共有されていることをふまえ、専門職大学院の不振について法科大学院を中心に検討した。

法科大学院は、少子化に対応する大学の生き残り対策の一つとして関係者が支持し、規制緩和の流れの中、法学部を有する全国の大学が設立に乗り出した経緯が確認された。また、政財界もグローバル化の競争にさらされる中、企業法務の強化の必要から法曹人口の増加の必要を訴えた。法曹界は裁判官、検察官、弁護士それぞれの思惑が異なった。バブル経済の中、検事を志望する司法修習生が減ったことや、法曹といえども年功序列制を有する官僚組織の裁判所や検察庁は受験の長期化で入職する新人が高齢化することに危機意識を有していた。弁護士の職業団体である日弁連は、競争相手の増加に危機意識を持ち、法曹人口の増加に常に反対し続けてきたが世論の反対にあい、弁護士から裁判官を選任するという英米型の法曹一元化への望みを抱きその実現を前提に法曹人口の増加、法科大学院設立を容認する。法曹が唱える表向きの「市民のための司法改革」の一環としての法科大学院設立、法曹人口増加とは異なる三者三様の思惑があった。政財界、大学界、法曹三者それぞれ同床異夢のまま、法科大学院はスタートを切ったのである。

その結果として司法試験合格 3000 人という目標が過剰であることはすぐに誰の目にも明らかとなり、2013 年には 1500 人という規模に縮小された。それでも、弁護士の就職難、収入減少が取りざたされている。そもそも、大学は一般企業ではない。規制緩和、競争原理を教育機関である大学にも適用し失敗したら撤退、という方針は適格的であったのだろうか。新規学卒一括採用が中心の日本型雇用システムの社会に、場合によっては法科大学院時代の巨額な奨学金返済の義務を負いつつ法曹になる夢も絶たれ出ていかざるをえない人々は声をあげにくい立場にいる。

十分な議論がないままに見切り発車したとの声が多い法科大学院ではあるが、今後の課題としていくつか述べていきたい。

まず、法律専門職に確実になれる方途を拡充することである。法科大学院の数が減り、教育内容が吟味される中で法科大学院修了後、既修者における司法試験の累積合格率は 7 割に近くになっているという調査もある（日弁連 2015:61）。また、すでに法科大学院修了とともに司法書士などの資格を取得できるようにすべきではないかとの声もあるが、医師や看護師をはじめとする医療専門職のように、当該教育機関を出たらその分野の専門職に概ね就くことが可能な環境整備が必要なのではないだろうか。有意な国家資格を取得できることは、この現代日本にあってメンバーシップではなくジョブで就職していく際に肝要なことであると思われる。

また、このことは、専門職大学院全般に当てはまることと思われる。たとえば会計専門職大学院でも、2015 年度の定員充足率は全体で 75% である。2014 年度の公認会計士試験合格者に占める会計専門職大学院出身者の占有率は 13.1% にすぎない。このような状況から「入学志願者が著しく減少しており、会計専門職大学院制度の存立に関わる喫緊の課題」（杉本 2016）とされているのである。

子どもに大学進学は望んでも大学院進学を望む親は少ない。鳴り物入りで喧伝されて登場した専門職大学院も、当該専門職の資格取得に程遠いとわかれば現代日本の専門職に対する認識からしても、羊頭狗肉とみなされ、制度を維持していくことも困難になるだろう。

次に、明治時代に代言人であった時代から、弁護士への道は高学歴を取得するのとは異なる社会的地位の獲得ルートであった。今、経済的事情などで法科大学院に進学せず予備試験ルートから司法試験に合格した人の中には高額な学費を負担することが困難な人が一定数いるかもしれない。しかし、法科大学院が司法試験受験のための正規ルートとするなら、奨学金等の制度を充実させ、有意な人材をひきつけることが重要であろう。人権を擁護すべき法曹の人材に多様性が担保されることは必要不可欠なことであると

思われる。

最後に、専門職大学院に関わる専門職においては、その資格を活かして多様なキャリアを積める道筋を示す努力をすることが必要なのではないだろうか。法律事務所に勤務してやがて独立自営をするだけが弁護士の進む道ではない。たとえば企業の法務関連の仕事をする企業内弁護士は 2016 年 6 月時点で 1,707 人おり、全体では登録弁護士全体の 4.5% である（日本組織内弁護士協会 HP『統計・資料』2016.12.29 アクセス）。2007 年までは 200 人に満たなかったが、司法修習時期でみると、新司法試験導入後は飛躍的に増え、60 期～67 期の合計では 7.4% となる。また、企業内弁護士のうち女性が 40.4%（689 人）を占めている。新司法試験導入後、女性弁護士比率は高まりつつあるが（2015 年では 18.2%）企業内弁護士の比率はその比率を大きく超えるものであり、注目に値する。また、法律サービスと IT を組み合わせた「リーガルテック」も注目されており、法律相談や弁護士の検索サイトを運営する「弁護士ドットコム」を弁護士が立ち上げ、登録弁護士は全国の弁護士の 4 人に一人を占めるようになってきているという（日本経済新聞 2016.2.29 朝刊）。

専門性をもって、起業、ジョブ型採用に臨む人材が増えることは、限界が指摘されて久しい日本型雇用システムに一石を投じることになるかもしれない。そうなったときにこそ、専門職大学院の意義が照射されるのではないだろうか。

(3) 今後の課題

法科大学院に移行して以降、女性の法曹界への参入比率は増加している。上記のように企業内弁護士比率が高いことも特徴であり、その分析に取り組んでいきたい。

引用文献

- 天野郁夫 2006『大学改革の社会学』玉川大学出版部
Freidson, E. [1986] 1988 Professional Powers. The University of Chicago Press (paperback edition).
石村善助 1969『現代のプロフェッション』至誠堂
日本弁護士連合会編著 2015『弁護士白書 2015 年版』
杉本徳栄 2016「会計専門職大学院の現状および課題」『中央教育審議会分科会大学院部会専門職大学院ワーキンググループ(第 3 回) H.28.2.15』(資料 3 - 1)

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

1. 鶴沢由美子 2017「現代日本における専門職大学院の課題 法科大学院を中心として」明

星大学社会学研究紀要(37),29-45
2. 鵜沢由美子 2016「現代日本における『専門職』の意味」明星大学社会学研究紀要(36),127-137

〔図書〕(1 件)

鵜沢由美子 2017『専門職および大学院に関する調査報告書』明星大学人文学部人間社会学科

6 . 研究組織

(1) 研究代表者 鵜沢 由美子
(UZAWA ,Yumiko)・明星大学・人文学部・准教授

研究者番号 : 00613192